

講座・セミナー利用規約

2021年2月1日改定・施行

京都大学生活協同組合

第1条 適用範囲

1. 本規約は京都大学生活協同組合（以下、生協といいます。）が実施する講座・セミナー（以下、本講座といいます。）に適用される契約条件を定めたもので
す。本規約に定めのない事項については、当該の講座受講案内及び申込書類等
（以下、申込書類といいます。）の定めによるものとします。

＜本規約を適用する講座等＞

- ①O f f i c e活用講座
- ②X-a c a d e m y（クロスアカデミー）

2. 各講座に付随するオプション講座についても本規約を適用するものとします。

第2条 契約の成立

本講座の申込者（以下、申込者といいます。）は、本規約及び申込書類の内容を
承諾の上、生協に対して受講申込書を提出し、生協がこれを受諾した時点で受
講契約が成立するものとします。

第3条 受講料の支払い

申込者は申込書類に記載された受講料、教材費等の費用（以下、受講費用とい
います。）を、生協が指定した方法により、生協が指定した期日までに支払うも
のとします。支払いがなされない場合、生協は契約を解除することができるも
のとします。

第4条 役務の提供

生協は、申込者に対して申込書類に記載した役務を提供するものとします。

第5条 受講開始日

本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、申込書類に記載さ
れた日付とします。

第6条 実施場所

本講座の実施場所は、申込書類で定めるものとします。

第7条 提供する役務の変更

生協は、事前に申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な内容を変更することができるものとします。

第8条 受講期間・回数・形態

本講座の受講期間、回数、形態、その他の諸条件（最少実施人数など）は、申込書類に記載するものとし、申込者は、申込書類に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

第9条 中途解約

1. 本契約の成立後であっても、申込者は書面を提出することにより本契約を中途解約することができるものとします。
2. 申込者から前項の申し出があった場合、生協は以下の定めによる受講費用の返還を行うものとします。
 - 1) 受講開始日前の場合
受領済み受講費用（教材費を含む）から、以下の金額を控除した残額
 - (1) 申込書類で定める違約金
①O f f i c e 活用講座 上限 申込金額の 20
②X – a c a d e m y 上限 申込金額の 20%
 - (2) 使用済みの教材費
 - 2) 受講開始日以降の場合
受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額
 - (1) 実施済み講座回数 × 受講単価
 - (2) 使用済みの教材費
 - (3) 解約手数料として、受講費用から(1)(2)を控除した残額の 20%相当額
3. 返還先は申込者の指定する銀行口座への振込を原則とします。但し、申込者が未成年の場合は保護者名義の口座への返還とします。
4. 申込者は出席の有無にかかわらず、実施済みの講座についての受講料の返還を請求することは出来ないものとします。

第10条 申込者の遵守事項

1. 申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。
2. 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供されるものを、媒体如何に関わらず生協に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

第11条 個人情報保護

収集した申込者の個人情報は、生協の「個人情報保護方針」(https://www.s-coop.net/about_seikyo/privacy_policy/)に則り管理されるものとします。

第12条 撮影・録音

1. 生協は、講座の撮影・録音を行うことができるものとします。
2. 撮影・録音した画像・音声は講座事務局が管理し講座の品質向上及び普及広報のために使用できるものとします。
3. 普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を停止することを申し出ることができるものとします。
- 4.

第13条 損害賠償

1. 本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等の損害については、原則として生協は責任を負いません。但し、生協の責めに帰すべき事由があった場合は、当該講座の受講料を限度としてこれを賠償します。
2. 但し、生協に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

第14条 講座の閉鎖

1. 生協は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。
2. この場合、申込者は第9条2項に準じた受講料の返還を受けることができます。その際、生協は違約金及び解約手数料を收受することはありません。

第15条 紛争の解決

1. 本規約に定める事項及び、当該契約について疑義が生じた場合は、申込者と生協とで誠意を持って協議をし、解決するものとします。
2. 本規約に定めのない事項については、民法及び関連する法令によるものとします。
3. 万一、申込者と生協とで争訟が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第16条 本規約の変更・廃止

1. 生協は、本講座の充実・合理化、申込者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を変更・廃止することができます。

2. 前項の場合、生協は本規約を変更・廃止する旨、変更後の本規約の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して申込者への周知を図るものとします。
 - 1) 店舗での掲示
 - 2) Web サイトへの掲示
3. 本規約の変更・廃止は、生協の代表理事が行います。

附則

1. 本規約は 2020 年 2 月 1 日から施行します。